



子どもの権利条約を
日本が批准して
今年で20年を迎えました。

子どもの権利条約 20th

いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2014
6.13

no.141

Report

① 高校授業料無償化に関する一連の流れについて

神奈川県高等学校教職員組合 副委員長 成田 恭子 1

② 東日本大震災子ども支援ネットワーク シンポジウム報告 子どもたちと一緒に考える被災地の復興支援の今後

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 7

③ 第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 人権を語り合う中学生交流集会'13

人権を語り合う中学生交流集会運営委員会 12

④ 第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 2013年度子ども国会実行委員会 報告書

子ども国会実行委員会 19

〈特集〉～子どもの権利条約 20th ～

3/16 国民教育文化総合研究所(教育総研)シンポジウム 25

4/22 子どもの権利条約批准20周年・批准記念日の集い 26

Event information

第3回アジア子どもの権利フォーラム2014 モンゴル大会 27

Document 2014.4.1～2014.5.11

子どもの人権や教育に関する報道と記録から 28



高校授業料無償化に関する 一連の流れについて

神奈川県高等学校教職員組合 副委員長 成田 恭子

1 子どもの貧困と子ども救援カンパ

08年暮れの年越し派遣村は未だ記憶に新しい。07年のアメリカのサブプライムローン問題に端を発し、08年9月大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻を皮切りに、世界は深刻な金融・経済危機に直面した。競争と効率を最優先する新自由主義による経済政策は破綻し、多くの国々に多大な影響を及ぼした。日本も同様であった。04年の労働者派遣法改正により、企業はそれまで禁止されていた製造業でも派遣社員を増やし続けた。その結果、非正規雇用者は1,700万人を超え、全雇用労働者の1/3を上回った。雇用調整の矛先は真っ先に非正規労働者に向けられた。「派遣切り」やパート・期間従業員の解雇など、大量の失業者を出した。職も住む家もなくなった大量の非正規労働者、最初に手を差し伸べたのはNPOやユニオンの若者たちだ。それが年越し派遣村だった。それは目に見えなかった、あるいは人々が敢えて見ようとしなかった格差が人々の眼前でむき出しになった。

格差は子どもの社会にも大きな影響を及ぼしていた。給食費や高校の授業料、私費を滞納する保護者、それは自己責任論では到底解決できない問題だった。阿部彩さんは著書「子どもの貧困」(08年11月)でそれを鮮やかにきりとった。貧困は子どもの学力や健康に影響を及ぼし、虐待の温床になっていた。しかも、貧困家庭に育った家庭の子どもたちの多くは成長し貧困な状態に陥っていた。

厚労省の国民生活基礎調査(10年)によると、日本の子どもの貧困率は15.7%、すなわち7人に1人が貧困状態ということになる。教育支出に占める家計負担の割合は22.0%と高く、家庭の経済的な理由により高校を中退する子どもや進学を断念せざるを得ない子どもが増えていた。

阿部彩さんは著書の中で「すべての子どもが享受すべき最低限の生活と教育を社会が保障すべきである」と述べている。日本の高校は義務教育ではなかった。授業料は有償である。高校教育は家庭の責任であり、保護者の経済力に左右される。高校を中退したり、高校に進学しなかった子どもたちの多くは、低賃金で不安定な仕事に就いている。正規労働者として就業する割合は、大卒者が男性84%、女性60%である一方、中卒者では、男性46%、女性14%、高卒者では、男性69%、女性34%だ。格差は社会に出る前に始まっている。社会全体で子どもたちが社会に出る前の学びを支える必要がある。子どもたちの98%が高校に進学する。欧米では高校教育の無償制度はもはや常識である。OECD加盟34か国中31か国が無償だ。

格差社会への不安や怒りは大きな社会的なうねりに変わった。09年3月、日教組は、困窮困難

な環境・状況にある子どもとその家族の支援にとりくむことを決定した。全ての組合員が子どものたちの幸せと最善の利益を願って、「子ども救援カンパ」運動を展開した。カンパ金は働き手をなくした家庭の子どもたちの奨学金や、「保護者の厳しい就労状況により学校へ就学できない子ども、外国籍・病気・障害のある子どもの支援」「学生、青年に関する職業訓練、休職支援、障害者の作業所への支援」など行っているNPO団体の支援に使われた。

「働くものは手を取り合い、困っている人には手を差し伸べる。お互いのことを思いあえる社会にしたい。わずかであっても、皆さんの善意の積み重ねが世の中を変える力になる。」

「自助から連帯・共助に、それを公助につなげよう。」

組合員が街頭で訴えた言葉に多くの市民から賛同の声が上がった。

09年8月衆議院選挙で自公から民主党に政権交代が行われた。民主党はチルドレンファーストを謳い、「子ども手当ての支給」「教育予算をOECD水準にすること」「公立高校授業料の無償化」等子どもの貧困の解消に向けた政策を公約としていた。格差社会への不安や怒りが作った社会的なうねりが政権交代の原動力となったことはいうまでもない。

2 高校授業料無償制度

10年3月31日、「公立学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金に関する法律」が成立し、4月から高校授業料実質無償制度がスタートした。「家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、公立高校の授業料を無償化するとともに、高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する」ことがこの法の趣旨である。すべての公立高校の授業料が無償となり、私立高校の生徒に対しては公立学校の授業料相当分の就学支援金が支給されることとなった。日教組が59年（高知大会）に提起した高校全入運動・高校準義務化のとりくみの一つの帰結であり、また「子ども救援カンパ」等の子どもの貧困と学習権保障について社会的対話をすすめた大きな成果であった。

10年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文科省；11年8月）において高等学校の10年度の中途退学者数は53,245人（09年度56,947人）で、在籍者数に占める割合（中退率）は1.7%（09年度1.7%）であった。その中で中途退学の事由を「経済的理由」としたものは1.9%で、無償化制度ができる前の09年度の2.9%に比べて1%減、人数にすると1,600人あまり減少したことになる。

12年9月、政府は閣議において、国際人権規約のうち「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」13条2（b）（c）項、中等教育・高等教育の「漸進的無償化条項」に対する留保の撤回を国連に通知し受理された。規約は1966年に国連総会で採択された。日本は79年に同条約を批准したものの、「中等教育・高等教育の無償教育の漸進的な導入と機会均等」に関する条項に関しては留保していた。留保は約160の締約国のうち日本とマダガスカルだけになっており、国連は01年に日本政府に撤回を勧告していた。

3 高校授業料無償制度から新高等学校等就学支援金制度へ

高校授業料無償制度は、発足当初より「子ども手当」「高速道路無料化」とともにばらまき3Kと自民党から非難された。菅首相の消費税についての発言、東日本大震災に対する対応をめぐって民主政権は満身創痍の状況であった。11年8月、民主、自民、公明3党は、民主党がマニフェストの主要政策を見直すことと引き換えに、特例公債法案を速やかに成立させることで合意した。「高速道路無料化」は12年度予算に計上しないことを確認し、高校無償化と農家の戸別所得保障については、政策効果を検証して、12年度予算で必要な見直しを検討することで一致した。高校無償化については、民主・公明両党が高校無償化制度の存続を方針とし、自民党は「高校無償化廃止・特定扶養控除復活・給付型奨学金の創設」での対応を要求した。12年8月、再び民・自・公3党による「政策効果」の検証が行われた。一定の政策効果があるとした民主党に対し、自民党は認めず所得制限の導入を主張し、物別れに終わった。まさに、高校授業料無償制度は政争の具にされたといつてよい。

自民党は12年12月衆院選で大幅に議席を増やし再び政権を奪還した。一つ、一つの政策に関し、真に国民的な議論が行われたかは疑問である。教育施策について自民党が公約に挙げたのは、高校授業料実質無償化について所得制限を設け、浮いた財源で給付型奨学金を創設することである。下村文科大臣は就任直後の記者会見で14年度からの所得制限の導入に言及している。

当初から、所得制限導入には以下のような問題が想定された。

《所得制限の問題点》

- ① 12年9月に留保を撤回した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)の13条2(b)(c)項、中等教育・高等教育の「漸進的無償化条項」に逆行する。
- ② 所得だけでは教育費支出の容易さを把握することはできない。すべての高校生の家庭の状況を把握することが必要であると思われる。家庭の状況を明らかにすることは保護者・生徒にプライバシーにかかわる事柄も含め証明作業の負担や精神的な苦痛を与えることにもつながる。制度の網の目からこぼれ落ちてしまう生徒が想定される。
- ③ 同じ教室に学んでいても、授業料に関して有償の生徒と無償の生徒がいることは子どもの心を傷つけることになる。
- ④ 学校や行政の膨大な事務量が想定される。そのための人件費、システム構築にはかなりの経費が必要である。現行の体制では不可能である。
- ⑤ 高校授業料無償制度導入時、財源確保のために特定扶養控除の縮減が行われた。特定扶養控除を元に戻さず所得制限を設けた場合、一定程度所得があり子どもがいる子育て世帯が制度導入前と比べかなりの負担増となる。

文科省は13年1月に日教組を含む各団体に高校授業料無償化への所得制限導入に関わるアンケートを実施している。日教組をはじめ、全国高等学校PTA連合会、全国公立学校事務長会、全

国知事会、全国特別支援学校長会、国立高等専門学校機構等からは「仮に所得制限を導入するとしたら、一世帯ごとの正確な所得確認等が必要。現段階では膨大な事務量が発生することが懸念される。また、前年度所得に対するもので失業など現状に合わないケースが出てくる可能性がある」「現行制度の導入時と状況は変わっておらず、高等学校進学率の高さから、公平性・教育の機会均等のため、現行の授業料無償制を継続・拡充していただきたい」等の強い懸念の声も上げられている。

183 回通常国会（１～６月）でも以下の観点での野党の厳しい追及が続いた。

- ・ 自民党の公約に盛り込まれた幼児教育の無償化との整合性
- ・ 国際人権規約の中等教育・高等教育の漸進的無償化条項に対する留保撤回との整合性
- ・ 所得制限という手法の持つ問題点
 - ①前年度所得で判断するしかないタイムラグの問題
 - ②機械的に線引きすることによって生じる問題
 - ③授業料徴収にかかわる学校現場の負担増
- ・ 特定扶養控除縮減によりすでに高所得者層にはかなりの負担増となっている問題
- ・ 家庭の状況を所得だけで判断する問題

しかし、８月末に自民党は慎重論をとっていた公明党と合意し、多くの関係団体、市民の声を無視し所得制限を 14 年度概算要求に盛り込んだ。さらに、臨時国会で法改正するとし、強引に地方公共団体との調整に入った。既に全国知事会は２回にわたり、14 年 4 月からの実施は難しいと文科省に申し入れを行っていたが、10 月 3 日に 3 度目の申し入れを行った。

《全国知事会の意見の骨子》

- ①高校授業料無償化は国として教育費負担の軽減を行うために導入されたものであり、見直しにより地方に財政負担を求めるとすることは断じて受け入れられない。
- ②平成 26 年 4 月に制度を開始するというのであれば、その見直しの全体像について、一日も早く都道府県に示さなければならない。
- ③国は、直ちに受験生・保護者等への周知を十分に行うとともに、あわせて準備経費の財政措置を速やかに講じるよう求める。

日教組は、4 月から保護者や市民との社会的対話を軸とした現行の高校授業料無償制度堅持のとりくみを展開していた。さらに市民、保護者に訴える緊急署名行動を展開した。連合、部落開放同盟、平和フォーラム参加の労働組合、市民団体等の協力を得、全国で展開した街宣行動では多くの市民が賛意を示した。11 月 13 日文科省に署名（808,787 筆、6,748 団体）を提出した。

11 月 27 日参議院本会議で「公立学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金に関する法律」は「改正」された。これにより、公立学校の授業料不徴収制度は高等学校等就学支援金制度に一本化される。新制度では授業料は徴収されることが前提で教育費負担軽減が必要な生徒にだけ国は支援する。国は再び高校教育を家庭の責任に帰したことになる。12 年 9 月に留保を撤

回した国際人権A規約 13 条中等教育、高等教育の漸進的無償化条項に違反することは言うまでもない。

4 子ども・保護者・学校現場・地方の声

子ども・保護者・学校現場・地方の声は一部附帯決議の中に結実した。

《参議院附帯決議》

- 一、本法の施行から三年を経過した後、学校現場や地方公共団体等に対する本制度の影響、低所得世帯への経済的支援の拡充や公私間の教育費負担格差是正の状況等、本制度の具体的な効果や影響を様々な角度から検証した上で、全ての子どもたちに教育の機会均等を確保する観点から、速やかに必要な措置を講ずるものとする。
- 二、本制度の趣旨・内容及び就学支援金支給に係る具体的要件・手続について、当事者・関係者に対する周知・説明を十分に行うこと。特に、進路選択の時期に当たる中学三年生の生徒及び保護者が、制度変更等の影響により、進路の変更や断念を迫られることのないよう、特段の配慮を行うこと。
- 三、就学支援金の受給資格の認定に当たっては、本来就学支援金の受給権を持つ生徒等が支給から漏れることのないよう十分な対策を講ずること。特に、家庭環境等の実情にも十分考慮し、教育費を支出することが困難な生徒等に対しては別途、特段の配慮を行うこと。
- 四、受給資格認定のための申請の取扱いについては、その過程における生徒等のプライバシーや個人情報の保護・管理に関して十分な対策を講ずるとともに、学校現場で生徒等が分断・差別されたり、いわゆる「スティグマ」に悩まされることのないよう十分な配慮を行うこと。また、その事務処理等のために地方公共団体や学校現場に相当の事務量が発生することに鑑み、要員の確保や様々な財政措置等を行うことにより、その負担軽減に努めること。
- 五、急な家計変動が生じた生徒等に対しては、授業料減免の早急な実施等により、就学支援金の支給や加算が開始されるまでの接続を確保するなど、教育の継続に支障がないよう特段の配慮を行うこと。
- 六、高等学校等の中途退学後の再入学など、やむを得ない理由により修業年限を超えて在学している生徒等に対する授業料徴収に関しては、教育的な配慮を十分に行うこと。特に、定時制・通信制の高等学校については、様々な事情を抱えている生徒が多いことに鑑み、特段の配慮を行うこと。
- 七、教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒等に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること。また、引き続き教育費負担の軽減を図るとともに、一層の教育予算の拡充に努めること。
- 八、所得制限の導入により捻出される財源については、公私間格差の縮減や、奨学のための給付金の創設など教育費負担軽減施策に確実に用いること。そのために、平成二十六年予算はもとより、今後の予算編成を通じて最大限の努力を行うとともに、その財源が地方公共団体

によって確実かつ継続的に就学支援の拡充のために使われるよう、強く要請し、毎年その状況について調査・確認を行うこと。

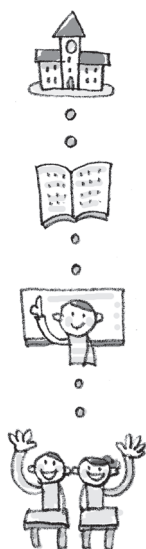
九、国際人権A規約における中等教育の漸進的無償化条項の趣旨を踏まえ、後期中等教育の無償化を早期に実現するよう最大限努力すること。

教育を受ける権利は基本的人権の一つである。家庭の状況にかかわらず全てに子どもたちにその権利を保障するのが高校授業料無償制度であった。新制度では、負担軽減の必要な生徒だけに国が支援する。「私たちは施しは要らない」とある高校生が語った。私たちは子どもたちの心を傷つけるような制度変更を許してしまったのかもしれない。新制度の対象外となる生徒は2割強と推定される。膨大な国家予算の中でその程度の財源も子どものために使えないのか。未来への投資として給付型奨学金を別の財源で措置することはできないのか。子どもの最善の利益は再び二の次となった。

新制度の具体の運用は各地方に任されている。支援金を受けるには届出が必要である。拙速な導入により制度の網の目からこぼれる生徒がないよう心を配らねばならない。

高校授業料実質無償制度からの懸案である朝鮮学校と、既卒者・修業年限超えの生徒が適用外となっている件は未だ解消していない。

「信じられませんよ。仲間とともに高校授業料を無償にするようとりくもうと語り合ったのが30年前でした。本当に実現するとは夢のようです。」長年定時制高校で困窮した生徒の支援を続け、退職を迎えた兵庫県の高校の教員の言葉だ。夢で終わらせてはならない。私たちは、附帯決議にあるすべての生徒を対象にした後期中等教育無償化の早期実現を求めるとりくみを再び始めよう。



東日本大震災子ども支援ネットワーク シンポジウム報告

子どもたちと一緒に考える 被災地の復興支援の今後

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局



▼ディスカッションのようす

東日本大震災子ども支援ネットワーク主催によるシンポジウムが14年1月12日（日）、東洋大学 白山スカイホールで開かれました。

参加した子どもたちが「今日、この場で伝えたいこと」や「震災から今日までの気持ち」を発表し、その後、岩手、宮城、福島（県外避難含む）のグループに分かれて子どもたちの意見や気持ち、考えを共有しました。

「もっと話を聞いてほしい」「伝えることが自分たちの役目」「たくさんの人が自分たちを心配してくれているのが分かってうれしい」「もう「震災にあったかわいそうな子」ではない」などの言葉を、会場にいるおとなたちはしっかりと受け止めました。

グループディスカッション

●岩手グループ（ファシリテーター：浜田 進士さん）

山田町の女子高校生にとって被災体験は3年たってもつらい。まずそのことを参加者は再認識させられた。けれども彼女たちは、多くの出会いと繋がりの中で、自らの体験を自分なりの言葉で整理し、復興にかかわろうとしていた。保育士、看護師など「受けた支援に対しておかえししたい」「山田町に貢献したい」という応答責任を明確に持っている。一方で、おとなたちに対して、外部からの支援に依存していると批判的でもある。参加者からは「無理しないで」「遠回りでもいいから、しばらくは自分のやりたいことをしてもいいのでは」という意見も出た。

後半は今後の生活基盤づくりや産業復興への関わりについても議論した。商店街・鉄道・牡蠣のオーナー制度など具体的な事例があがり、復興のために山田町と東京の人々が交流し続けていくことを確認した。

●宮城グループ（ファシリテーター：谷川 由起子さん）

宮城グループは、南三陸町で津波を経験した高校生と、南三陸町の隣町で、多くの避難者の生活の場となっている登米市の高校生が、お互いの意見や考えに耳を傾け、自分の立場から返答するような形で進化した。

震災発生時から数週間の様子と、避難所での思い、少しずつ元気を取り戻したきっかけ等を南三陸町の高校生（当時は中学生）が話すと、「車で30分の距離なのに、自分には何もできないと感じていた」と登米の高校生が応じた。学校での避難訓練等の防災教育のあり方についても、高校生らしいしっかりとした意見を持っていた。

南三陸町の高校生は昨年もこのシンポジウムに参加し、「復興よりも、もとの町の姿を取り戻す復旧を」と語ったことを自ら振り返り、「今は町に対する気持ちも変わってきている」と語った。「自分たちの成長や変化と、町の復興のスピードが違いすぎる」という率直な言葉も聞かせてくれた。

登米市の高校生は、自分たちが津波被害を受けていないことについて罪悪感をずっと感じて来た一方、同じ高校生として「彼らの強さを尊敬する」とも語った。

これからも震災の体験を伝えたい、聞いて欲しい、知って欲しい、そして一緒に笑ったりしていこうと確認し、高校生同士の「エールの交換」のような時間を締めくくった。

●福島グループ（ファシリテーター：林 大介さん）

福島の現状は、岩手、宮城の「復旧・復興」とは異なり、先行きが見えない不安感に覆われている。今回、県内で避難生活をされている中学生と、県外で生活されている中学生の5名から、「震災当時のこと」「3年が経過した今」「これから」について話していただいた。

「震災を忘れてはいけない。全国に知ってほしい。」「受験を乗り越えて福島県の教員になりたい。」「風評被害で差別を受けた。メディア報道の偏りを無くしたい。」「町のため、国の役にたちたい。」といった彼らの想いに対し、参加された方々は深く頷いていた。



子どもたちの声（抜粋）



出席者からの質問は、難しかったり、分からなかったりして答えられないことがいくつかあったので、答えられたらよかったと思った。出席者からの意見では、「震災は他人事ではないと思った」や、「がんばってね」などと涙を浮かべながら話してくれる人がいて、震災の事をこんなに思ってくれていたんだなと思うと、私も涙が浮かび、心から感謝の気持ちと嬉しさと驚きで胸がいっぱいになった。今回意見交換をしてみて、知らなかったことを知ることができたし、山田町の今後の復興に向け、新たな課題もみつけることができたのでよかったと思った。

（岩手県山田町 高校1年）



今回のシンポジウムには二回目の参加となりました。前回は私達自身の生活もまだ苦しい状態だったので、支援物資のこと、瓦礫のこと、そして早く地元へ戻りたいという気持ちを伝えさせて頂きました。あれから一年、同じメンバーで何を発表するかを考えた時、町の新たな課題がスムーズに思い付かず、私達自身の心も無意識のうちに震災を風化しつつある事が身に染みてわかり、情けなく思いました。

そんな中、発表では、私達の将来と直接関連付けた話を中心に致しました。私達高校2年生は、来年には向かうべき道が決まります。それに伴い、これからどこに住むのか。どこで働くのか。家族の傍にいられるのか。など、私達の成長のスピードと町の復興のスピードがあまりにも異なるため、色々な思いが交差しています。

例えば私は、将来グローバル社会で活躍する仕事をする事が夢です。なぜなら、震災後にたくさんの国へ行かせて頂き、自分の視野を広げることが人生において大切だと気づいたからです。もちろん広い意味で復興に携わっていくつもりです。

しかしそのためには、県外の大学へ行かざるを得ません。いつまでも決まらない公営住宅などを待っている訳にもいかず、母は私のために一軒家を建ててくれました。そんな母や、震災で亡くした父と祖母、そして外国で出来たたくさんの家族に感謝の意を表すためにも、私は夢を叶えなければなりません。きっとすぐに叶う夢ではありません。しかし、いつになろうと、私のたった1つの故郷である南三陸町の復興と繁栄に携わりたいです。その気持ちは、今回共に発表をした3人も同じです。自衛隊や消防士、言語聴覚士など、形は違えどきっと私達の世代が将来様々な形で町を復興へ導くと信じています。

今回もこのシンポジウムに参加させて頂き、改めて自分達の進むべき道を明るく照らして頂きました。今の状況に絶望するよりも、未来に新たな希望を見て、生きていこうと思います。

（宮城県南三陸町 高校2年）



今回は、このような企画をありがとうございました。僕たちは登米市として行くことになり最初は、どのように言えばいいのかと思っており、とても不安でした。僕たちは被災者を受け入れる立場として参加しましたが、他の地域の状況を知って、罪悪感というものがさらに増していきました。東京に着いて、初めてみんなと交流したときは、みんな明るくて、少し不安もなくなりました。東洋大で発表するときに、僕たちはいろいろ考えました。そこで大人の方々に相談したところ、やっぱり心の底から、思ったことを言えばいいということに気づかされました。僕たちは南三陸と一緒に意見交換をしたところ、「罪悪感はなくでもいいよ。」と言われました。そこで気づきました。今はそんなことよりみんなで助け合うことが大切だということです。来年また、このような機会があったら参加してみたいなと思います。

(宮城県登米市 高校1年)



今回の東日本大震災子ども支援ネットワークのシンポジウムに参加し、改めて福島県の今後の課題を考えることが出来ました。その中で、大変ショックを受けたのは、大震災が風化しているという事実です。「体験していないから分からない」という声が聞かれましたが、それ以上、何を想っているのでしょうか。被災地の現実が伝わらない事実、悲しく思いました。だからこそ、福島にいる僕たちが、発信していく必要があります。そして、今回のような機会があり、嬉しく思いました。「檜葉町の未来は、まだ、見えない」と言い切ってしまうような情報に左右されるのではなく、僕たちの真実の声を聞いてほしい。檜葉町の未来は、僕たちで変えます。課題を与えて頂き、ありがとうございました。

(福島県檜葉町 中学3年)



同年代の人たちの意見や現在の状況を聞いて、復興までの遠い道のりを感じました。原発事故の影響で、様々なことになかなか手が出せない状況に陥っているということだけでなく、僕たちの意見が町に反映されないということも、復興を妨げている要因のひとつのように感じます。最終的に、日本の復興は、僕たち世代が為し得るのだと思います。僕たちの未来は、国や町に判断されるのではなくて、自分自身の強い意志で変えていきたい。それは、福島県民だから負う責任ではなくて、僕自身が、望む未来です。

道のりは確かに遠いけれど、僕たちはこの震災から、僕たち自身の可能性を教えてもらうことが出来たように思います。

(福島県檜葉町 中学3年)



東洋大学で行われたシンポジウムで、様々な方へ今回この文を書くきっかけになった人も含め一がいて、十人十色の意見を聞いて、人一倍私たちのことを思い、そのための行動をしようとしている人の存在を知った。今までは、震災のことは知っていても、「津波来なかった？」とかニュースでちょっと知っただけの知ったかぶりさんが周りにたくさんいて、質問にうんざりしていた。家族以外みんな私のことを知らない。それが苦痛だった。けれど、シンポジウムに来て、ここにいる人達は今まで会った人とは違うと思えた。皆がそれぞれ自分なりに活動を起こそうとしていたり、実際に起こしている。知ったかぶって空回りなんてしてない。みんな理解しようとしている。それは温かく、その大いなる存在に幼子のように思いつき抱き付きたくなる心だった。

私もこれを通じ私なりに様々なものを発信しようと思った。フェイスブックもその一例であり、そのうち私のページを作ったり、サイトを作ってみたいとも思っている。インターネットは広いからこそいろんな人が見えていて、その数は膨大である。

私がこの世界にもっと漕ぎ出してみようと思ったのは、このシンポジウムのおかげと思っている。有難うございます。

(福島県外で避難生活中 中学2年)



▼お疲れ様会のようす



人権を語り合う中学生交流集会'13

人権を語り合う中学生交流集会運営委員会

1 目的

中学生が中学校の枠を越えて、人権をテーマについて集い、学び、交流することを通して、自己表現力や、リーダーとしての能力を高める。中学生自身が本集会を企画・運営するとともに、各校においても人権活動のリーダーとなることを目的とする。

2 これまでの経緯

本集会は、1996年度に当時の学習会メンバー達が自分たちだけの活動ではなく、広く周りの他の学習会メンバーと同和問題について話し合いたいという思いから、近隣の中学校4校で語り合いの学習が行われるようになった。年々参加校も増え、徳島県外からも本集会に参加するようになった。

3 2013 年度の取り組み

第1回事務局会

日時 4月4日(木)17:00～
場所 板野中学校
参加 教員4人
・本年度実施計画

第1回実行委員会

日時 5月11日(土)13:30～16:30
場所 板野町文化の館さくらホール
参加 中学生38人 教員9人
内容 ・中学生集会についての説明
・実行委員募集
・スローガン、ポスター原画募集

第2回実行委員会

日時 6月8日(土)13:30～16:30
場所 藍住中学校
参加 中学生90人 教員11人
内容 ・本大会について協議
・人権学習について討議
・実行委員選出
・スローガン選定
・ポスター選定

第3回実行委員会

日時 7月6日(土)13:30～16:30
場所 鳴門市人権福祉センター

参加 中学生46人 教員11人
内容 ・本大会の進行打ち合わせ
・人権学習について討議

第4回実行委員会

日時 7月13日(月)13:30～16:30
場所 鳴門市人権福祉センター
参加 中学生46人 教員10人
内容 ・本大会の進行打ち合わせ
・人権学習について討議

第2回事務局会(本大会準備会)

場所 板野中学校
日時 7月24日(水)17:00～
参加 教員4人

前日リハーサル

日時 7月27日(土)13:00～15:00
場所 鳴門市人権福祉センター
参加 中学生49人 教員11人

前日県外中学校交流会

日時 7月27日(土)16:00～17:30
参加 中学生85人 教員32人

本大会

日時 7月28日(日)10:00～16:10
場所 鳴門市人権福祉センター
参加 中学生121人 教員・一般81人
(徳島県7校、鳥取県4校、
香川県2校、福井県1校)
内容 ・講演会
(2005年度板野中学校卒業生、
2009年度大麻中学校卒業生
によるパネルディスカッション)
・中学生による意見発表
・全体討議

第3回事務局会(反省会)

日時 8月9日(土)18:30～

第4回事務局会(報告書作成)

日時 11月3日(日) 13:00～

第5回事務局会(報告書校正)

日時 11月10日(日) 13:00～

4 人権交流集会運営について

①運営委員会

徳島県参加校の人権教育主事を中心に趣旨に賛同していただいている教員によって運営委員会を開き、会の日程、予算を話し合い、本大会に向けてのスケジュールを確認している。各学校の行事や参加を希望している生徒全員の日程を合わせることは困難であるが、できるだけ多くの生徒・教職員が参加できるように調整し、事務局を中心として実行委員会の案内を行っている。

②実行委員会

第1回実行委員会は、運営委員会主導で会の趣旨、日程を説明し、本大会の生徒の実行委員長を募集する。第2回実行委員会で実行委員長候補が本年の集会をどのようにしていきたいか考えを

述べたのち実行委員長、役員の選出、その後、実行委員長を中心として、スローガン・ポスターの選定を行う。第2回以降は、実行委員長が中心となって運営を行い、運営委員会はサポートに徹する。第1回までほとんどつながりのない生徒たちが、人権をテーマに話し合っていく。中学生が学校やクラスの枠を超えて人権について話し合う中で、誰にも話せず、悩んでいること、苦しい立場に立たされている仲間が自分たちの周りにいないか、自分たちにできることは何だろうと考え、話し合う。

③リハーサル・交流会

本集会は、徳島県内の中学生だけでなく、県外からも多数の生徒が参加している。本年度は、鳥取県・福井県・香川県の中学生が参加することとなった。徳島県だけの問題ではない、離れたところでも同じように活動し、共通の課題を持った仲間がいることがわかった。自分たちだけが悩んでいるのではない、自分たちだけが活動しているのではない、自分たちと同じ悩みや問題に直面し、強い気持ちで進んでいこうとする同世代の仲間たちが集う。実行委員会資料は、定期的にやりとりしているが、初めて顔を合わす中学生も多い。交流会を通じて少しでもお互いがわかり合えればと考え行っている。

④本大会 講演・午前部

本年は、05年度に板野中学校、09年度に大麻中学校を卒業し、それぞれ大学、高校の卒業を経て、社会人となった2名の方にパネルディスカッションを行っていただき、社会人となって感じる差別の現実や人権問題についてお話をいただいた。その内容を基に、質疑応答という形で実行委員長を中心に会を進めていった。

⑤本大会 午後の部Ⅰ・Ⅱ

午後は2部形式で、生徒の意見発表を軸に討論を進めていった。Ⅰ・Ⅱそれぞれ2作の意見発表を行い、その発表を基に討論を行う。

中学生が主に生活の場としている学校で今現在起こっていること、また、近隣の中学校が急務としている同和問題の解決、部落差別の解消を話し合いの中心としている。

⑥報告書作成・校正

本大会の内容を中心として、報告書の作成・校正を行い、参加者全員に配布することを目的としている。文章中の表現は、できるだけ手を加えず、誤字・脱字程度の修正を行い、生の声として記載している。

5 2013年度 生徒感想 (抜粋)

●中学校 3年



この大会に参加して「本当によかった」と心底思っています。初め友達が「一緒に行こう」と言ってくれたとき、「こんな面倒くさそうなのに行くの?」と思っていて、でも周りの仲良い子がみんな行くので、「行った方がいいのかな」ぐらいの心持ちで第1回実行委員会にのぞみました。でも、行って、他の子とグループになって話してみると、みんな面白い人ばかりで、堅苦しい会だと思っていたのに、全然そんなことなく、「次も絶対行きたい」って思いました。(中略) 本当に夢のような時間で、2時間はあっという間に過ぎて、私は朝が明けるぐらいまでみんなと話して、一緒にいたかったです。それぐらい楽しかったです。本大会は作文を読む人の心とか意思とかバシバシ伝わってきて、思ったこととか意見とかを話したくなって聞いてもらいたくなりました。こんな、「自分の意見を聞いてもらいたい」という感覚は初めてでした。だから私は、ひいばあちゃんのこととか、本当はみんなにとってどうでもいいことだけど、ここにいるみんななら真剣に受けとめてくれるんじゃないかって思ったから話しました(途中で泣いてしまったけど)。そしたらゲストのミヤビさんが、「話してくれてありがとう」って言ってきて、「ああよかった。ちゃんと聞いてくれたんだ」って安心しました。あの会場にいて、自分のことをさらけ出せるというか、正直になれるみたいな、悪いこととか全部を受け入れてくれるように思います。私は、この大会に参加して、ヒトとして少し成長できたと思っています。

●中学校 3年



私は、3年で初めて人権の交流会に参加しました。小学生や中学1・2年の頃の私は、道徳や人権の学習がすごく退屈な時間になっていました。こんな私が人権の交流会に参加した理由は、人権委員になったし、3年でこれが最後だったからです。そんな理由で交流会に行くと、そこには知らない中学生や大人の人がたくさんいて、大勢の人が“人権”に対して強い意志を持っていました。何だか、今の自分が恥ずかしくなって、少しでもみんなに追いつけるようにと思って、次の交流会も参加しました。交流会に行って、だんだん私の“人権”に対する思いは変わっていきました。本大会では1回発表することができて、それだけでも私は自分に正直驚いています。友達の思いも聞けたし、すごくいい大会に参加できて良かったと思いました。この大会で、友達の大切さ、家族、生活、命のことなど得たものがたくさんあったし、同じ中学校以外の子とも友達になることができて、有意義な時間を過ごすことができました。でもただ一つ心残りなのは、もっと早くにこの交流会に参加したかったということです。これからは、今あるこの生活をもっと楽しく過ごして、人権の学習に真剣に取り組み、他人事と思わないようにしたいです。人権の交流会は、私の生活を見直す、いいきっかけになりました。



●中学校 2年

私は、今年初めて中学生集会に参加しました。初めてだったので、どんなことをするのだろうとずっと不安でした。でも、最初のパネリストの方々のおかげで楽しくなりました。ミヤビさんが言われた「普通じゃない」という言葉を聞いて、いろいろ考えたのですが、普通の人なんていうものはいないのではないかと感じました。私は人権学習をたくさんしてきているけど、実際に部落差別を目の当たりにしたことはありません。今回の集会では、実際に部落差別を体験した人たちの意見を聞くことができ、とても良かったです。ある人が「そういう経験したことがある人がうらやましい」と発表していました。私もそう思いました。経験したからこそ深く学べるという面もあるのではないかなと思うからです。自分からみんなに問いかけをしたり、自分が体験したことを発表していて、私は「すごいな!」、「かっこいいな!」と思いました。私も頑張らなければいけないなと思いました。本当に参加して良かったです。できれば、来年も参加したいです。



●中学校 3年

僕は1日目の交流会に参加したとき、その人数の多さに初めは不安を感じました。しかし、時間がたつにつれ、他の人たちとも話ができるようになっていきました。1日目は仲間づくりができればと思っていたので、その目標は達成できたのではないかと思います。2日目の意見発表では、4人の作文の発表の後、次々に意見が出ていてすごいと思いました。僕の中学校の生徒はあんなに意見が続かないので、経験した僕たちが中学校での人権学習の時には、積極的に発表をしてみんなをリードしていきたいと思いました。今回の集会では僕も発表することができたけど、発表までにとっても時間がかかってしまったので、今回参加していたみんなを見習わなければいけないと思いました。この集会で、たくさんのことを学ぶことができ、本当に良かったと思います。今後は、東郷中を「差別をなくしたい」というありきたりな発表だけでなく、自分の素直な気持ちや体験などを自然に語り合える中学校にしていきたいと思っています。



●中学校 3年

今回、この会に初めて参加した私にとって、何もかもが衝撃的でした。私と同年代の人たちが真剣に人権について考えて、自分の思いをしっかり持っていること、実際に部落差別を体験した方の話が聞けたこと。そして何より、今もなお、部落差別に苦しんでいる方々が大勢いらっしゃるということを知ったこと。“差別、に関して無知だった私に、差別問題を自分のこととして見つめるきっかけをくれたのも、この会でした。はじめは明確な意見を持っていない私でしたが、他校の人たちの思いを聞いて、自然と自分も考えを持つことができ、さらにはそれを発表することができました。私は今回、一日を通して感じたことがあります。それは、差別問題を真剣に考えることは自分を見つめ直すことにつながるということです。今ある差別に対して自分の意見を持つことで、自分の中の奥底にある複雑な感情や考えを知ることができます。そして自分自身を知ることができます。そう思えたのもこの会に参加して、自分の思いを発表し、いろんな人たちの思いを聞けたからです。周りからたくさんさんの刺激がもらえて、かつ自分の成長につながるこの会との出会いは、私にとって一生の財産になりそうです。



●中学校 2年

私はこの集会上に2回目に参加しました。初めて参加したときは会場の雰囲気になだ圧倒されるばかりで何もできなかったのですが、今回は副実行委員長と作文の発表という仕事をもらい、何とかこなすことができました。集会を通して、私は自分の意見をたくさん人の前で発表できるようになったのです。少しですが自信をもてるようになったので、来年もまた参加して、次は話し合いがしっかりとできるよう頑張りたいです。

今回、強く心に残ったことが1つありました。それは、差別は今も確かにあるということです。なくなったとよく思われるのは、差別意識があまり表に出なくなったからで、その分今の差別は陰湿になり、差別を受けている人はその気持ちを周りの人達になかなか理解してもらえなくなってしまっているのです。知らないうちに深刻化する現代の差別をなくすためには、まず差別が今もあるという事実を知って、できるだけ多くの人にその必要性を理解してもらうことが大切なのだと思います。1人でも差別によって悲しむ人を減らすために、まず私自身が行動を始めていくことにします。



●中学校 2年

私は、この集会に参加して、人権についてしっかり考えることができたと思います。

まず、私が考えたことは身近な差別について考えました。作文の中でも「家族や知人が差別発言をしていた、された」という体験談が書かれてあり、差別が残っているのは知っていました。でも、私は部落差別をしたりされたりしたことが無かったので、よく実感できませんでした。だから、心のどこかで「もうほとんどない。あってもまれなことだ。」と思っていました。でも意見発表者の作文を聴いて「差別はない」じゃなくて「関係ないと思ってみてなかった」ということに気づかされました。本当にまだ身の回りでは差別は少ないのかもしれないけど、これからの将来、私が住んでいる所を出て高校・大学に通ったり、就職したりすることもあるので、今やっている人権学習を一生懸命やり、差別をしないことはもちろん、差別に気づき、注意する力をつけていきたいです。

もう一つ私が考えたことは「仲間」のことです。特に発表者の作文では友達と離れて孤立してしまったことで、友達や仲間の大切さ、人権学習の重要さが分かったという内容でした。だから、今の友達は一生大切にしていって、また、いろいろな場所に出会った人にもたくさん声をかけていくようにして「一生の仲間作り」をしていきたいと思いました。そして、相手にも大切に思ってもらえるような人になりたいです。仲間がいるから水平社宣言ができ、今の私たちが「昔のような過酷な差別を受けないですんだんだ」と感謝できます。だから私も、仲間を作って人権学習をがんばって、未来の人に「差別の無い社会でありたいなあ。」と思ってもらえるような行動がしたいです。

他にもたくさん大切なことが分かりました。

この集会で学んだ大切なことは「差別から目を背けないこと」「仲間を作り、大切にしていくこと」「素の自分を出すこと」「一歩を踏み出す勇気を出すこと」だと分かりました。これを生活の中で実行していくことは、今すぐできるものばかりではないけど、人権学習で一つ一つ積み重ねていくことで土台ができ、実行できるようになると思いました。



第14回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告

2013年度子ども国会実行委員会 報告書

子ども国会実行委員会

I. 活動の狙い

私たち子ども国会実行委員会は13年度より変更しました新理念「子どもへこれからの社会と向き合うきっかけを提供する」を掲げております。小学生から高校生までの「子ども」が社会問題について話し合う機会を作り、そこでまとまった意見を「子どもの声」として社会に発信する活動を行っています。

子ども国会実行委員会は13年度より理念を変更しました。子どもたちが社会問題に関心を持ち、同世代の仲間たちと話し合い、意見を大人に伝える。そうして子どもたち自身がこれから生きてゆく時代の中で、真剣かつより良い形で社会と向き合っていけるようになる機会を提供することを目指して、私たちはイベント作りをしております。

04年に発足した子ども国会実行委員会は13年度で第10期メンバーとなり、実行委員会の活動及び子ども国会の開催もまた、10年目を迎えました。大学生7名高校生3名の計10名のメンバーが、この節目の年となる子ども国会実行委員会で活動しました。

II. 第10回子ども国会

～この夏、きみは社会と『響きあう』～報告

(i) 開催概要

第10回子ども国会は、副題を「～この夏、きみは社会と『響きあう』～」とし、8月15日(木)から16日(金)に開催されました。一日目は国立オリンピック記念青少年総合センターで討論し、二日目は参議院議員会館で発表、参議院別館特別体験プログラム会場で採択を行いました。「本当にあるべき「先生」の姿とは」「これからの選挙制度～今、僕らにできること～」「仕事と育児～子育ては誰がする?～」「これからの地震とどう向き合うか」「私たちとメディア」「これからのエネルギー問題～原発事故を踏まえて～」と、以上6つの分科会が開催され、参加者(子ども議員)は小学生1名、中学生7名、高校生17名と、計25名でした。

また、当日はTBS様(後日、TBSテレビの「Nスタ」「TBS ニュースバード」番組内にてご紹介いただきました)、並びに株式会社ディスコ CAREER ACADEMY 進学ナビ様(後日、記事はウェ

ブサイト「高校生のためのキャリア教育「アクティブ☆高校生」というコンテンツに掲載していただきました)から2日間取材を受けました。

(ii) 当日のタイムスケジュール

8月15日(一日目)

・開会式

開会式では子ども国会実行委員会代表からの挨拶、第10回子ども国会開催に際して応援のメッセージをくださった国会議員さんたちのご紹介とメッセージ冊子の配布、自民党衆議院議員小泉進次郎様に会場にお越しいただき、激励のメッセージをいただきました。

・アイスブレイキング

子ども国会では議論の前に、テーマとなっている社会問題に関する知識共有や参加者の緊張をほぐすために、自己紹介を兼ねてアイスブレイキングの時間を取っています。開始と同時にさっそく、全員の自己紹介や議論の導入を含めた個性的なアイスブレイキングを各分科会が展開しました。

・昼食

いくつかの分科会が合わさって、参加者実行委員関係なく、分科会のテーマにそった話だけではなく恋愛や学校のことについて様々な話に花を咲かせました。とても楽しい時間を過ごせていたようです。

・討論

どの分科会も最初にテーマであるその社会問題がどういった問題なのかを認識するために、知識の共有をるところや、ファシリテーターが統計データなどを示すところもありました。特に今回はやや専門的な知識が必要となるようなテーマを扱う分科会が多く、例年以上にインプットに工夫を凝らしておりました。

知識共有後はその問題がほかに及ぼす影響や、その問題自体の原因を考察し、テーマに関して理想的な社会の姿を模索しました。

宣言書作成を目前に控え、夕食前は問題を解決するための政策案や解決策を話し合います。夕食中には昼食とは違い真剣な眼差しで議論をする参加者の姿も見られました。

・宣言書作成

夕食後は、参加者の意見をまとめた文書「宣言書」作成の時間となりますが、政策案、解決策がなかなかまとまらない分科会はこの時間も話し合い、自由時間に自主的に集まり作成しました。どの分科会も、図の活用や文章のレイアウトなどの工夫が随所に見られ、かつてないほどのクオリティの高さを誇る宣言書が完成しました。

宣言書作成の時間が終了すると、実行委員の誘導のもと宿泊棟へ移動。就寝時間まで入浴や自由時間を各々過ごしました。1日目が終了し、リラックスした様子で参加者同士、楽しい時間を過ごしていました。

8月16日(二日目)

・発表準備－発表

昼食まで、各分科会一日目に討論した内容を全体に共有するための発表準備をしました。1日目の膨大な議論を一定の発表時間にまとめる大変な作業のため、前日の討論同様参加者はこの作業にも真剣です。

発表は昼食後、参議院会館に移動し、会館内の会議室での発表となります。今回は、模造紙に議論の流れと結論を書きプレゼンテーションする形式や劇によってその問題を全体共有し、結論を口頭説明する形式などそれぞれ独自に考えた伝わりやすい方法で、参加者は発表していました。

・採択

採択とは、参議院別館特別体験プログラム会場で行われる、各分科会が提案した宣言が「第10回子ども国会の宣言」として採択できるか、参加者全員で採決を取るプログラムです。

まずは各分科会で自分たちが出した宣言を採択、のちに全体で採択をします。子ども国会のプログラムで一番厳粛な雰囲気で行われ、非常に貴重な体験となったことでしょう。また、それぞれの座席の前部に設置されている投票ボタンも使用し、採択の結果が瞬時にスクリーンに表示される、とても臨場感のある採択を行うことができました。

・全体交流、閉会式

第10回子ども国会では前年に引き続き、参加者や実行委員、スタッフを含めた全体交流の時間を設けました。他の分科会の参加者とも交流したい、分科会についての意見を交換したいという声が例年多く、その意見を実現するために設定した時間です。参加者はそれぞれ子ども国会を通じて感じたことを話し合い、未来をともに生きてゆく仲間との交流を行いました。

閉会式では参加者全員に参加証が手渡され、全体の集合写真を撮影した後、第10回子ども国会は幕を閉じました。

(iii) 宣言書の内容

本当にあるべき「先生」の姿とは

- ・生徒がより興味を持つような授業を先生方ができるように、先生に対する指導を行う
- ・地域において、学童保育等、家で1人で過ごす子どもが大人と関われる機会をつくる
- ・家庭内にて、マナーや生活習慣などの生活指導を行う。家庭の事情により生活指導のできない家庭には、地域・企業・国の方々がサポートをする

これからの選挙制度 ～今、僕らにできること～

- ・若者の政治への関心を高めるため、学校における選挙や政治に関する「生きた知識」の育成に向けた取り組みや、動画サイトなどを活用した取り組みなどを行う
- ・SNS やアプリなど IT を活用した、より簡単な形での政治参加を推進する
- ・インターネットを効果的に活用することで、政治家の側から国民の方へ接近し、政治をより身近に感じられるものにする

仕事と育児 ～子育ては誰がする？～

- ・メディアを活用することで、多種多様な家庭像を一般に浸透させ、偏見を無くす
- ・母親同士のコミュニケーションの場として「ママカフェ」の設置
- ・企業における男性向け育児講習会の実施

これからの震災とどう向き合うか

- ・身近に潜む脅威から身を守るために、教育や法整備を進め、防災に関する技術革新を推進する
- ・被災地のジオパーク化や防災ビデオの作成、生徒自身に考えさせる防災教育などの徹底
- ・ジオパーク化や法人税優遇などによる企業誘致により、被災地の雇用を回復させる

わたしたちとメディア

- ・学校におけるインターネットやコミュニケーションに関する授業の義務化
- ・有名人を起用した広告・講演などによる呼びかけ
- ・メディアの側から、より情報方面に注力した番組などを発信する

これからのエネルギー問題 ～原発事故を踏まえて～

- ・エネルギーに関するイベントや授業を増やし、エネルギー問題に対する関心を高める
- ・需要側の使用量管理や技術者の育成など、エネルギーに関する技術力の向上を図る
- ・発電技術の輸出や電気税の本格導入など、エネルギー問題に関連するコストの削減のために費用を調達する

Ⅲ. 意見交換会報告

(i) 開催概要

子ども国会では、子ども議員の声を伝えるため、8月の本会で採択した宣言書を、国会議員や省庁、企業などの方々へ渡しに行き、大人と子どもの意見交換をする活動を行っています。今年度は、各分科会それぞれで別の方々との意見交換を行いました。

8月21日に「これからのエネルギー問題～原発事故を踏まえて～」分科会にて、一般財団法人 日本エネルギー経済研究所と行いました。参加者は子ども議員3名、実行委員7名。場所は日本エネルギー経済研究所 会議室でした。

9月25日に「私たちとメディア」分科会にて、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構と行いました。参加者は子ども議員2名、実行委員7名。場所はモバイルコンテンツ審査運用監視機構 会議室でした。

10月1日に「仕事と育児～子育ては誰がする?～」分科会にて、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局と行いました。参加者は子ども議員3名、実行委員5名。場所は厚生労働省 会議室でした。

10月2日に「これからの選挙制度～今、僕らにできること～」分科会にて、公益財団法人 明るい選挙推進協会と行いました。参加者は子ども議員1名、実行委員4名。場所は明るい選挙推進協会 会議室でした。

10月3日に「これからの地震とどう向き合うか」分科会にて、内閣府 防災担当と行いました。参加者は子ども議員1名、実行委員4名。場所は内閣府 会議室でした。

10月6日に「本当にあるべき「先生」の姿とは」分科会にて、株式会社 授業学研究所と行いました。参加者は子ども議員3名、実行委員6名。場所は国立オリンピック記念青少年総合センター棟会議室でした。

例年は1カ所にのみ赴き、意見交換会を開催するのですが、2013年度は各分科会それぞれ計6カ所へ、自分たちのテーマに関わる大人の方々に赴きました。より広く深く、子どもの声を大人の方々に伝え、大人の意見を子どもに伝えることを目指しました。

(ii) 当日の様子

意見交換会では、どの分科会も、作成した宣言書を元に第10回子ども国会における自分たちの討論の流れや、その結果得られた結論を政策提言として、意見交換会先の大人の方々に説明し、それを踏まえたうえで大人の方々のご意見をいただきました。

参加者の皆様は丁寧に宣言書の内容を解説し、それに対して大人の方々からもとても丁寧な意見を返していただきました。参加者だけではなく、実行委員のメンバーにとっても大変勉強になる意見交換会となりました。子どもと大人、それぞれの意見を深く交わすことができました。

IV. 小討論会報告

子ども国会では、中高生により討論をより身近に感じてもらえるよう、8月のイベントより中高生が身近に感じている疑問や問題をテーマとした、日帰りの小討論会を開催しています。今年度は春に1度イベントを開催いたしました。

春のとーくまつり

3月24日(日)、五反田文化センターにて、「「消費」すること＝生きること」「地方と都会を比べ

てみよう!」「メディアの闇とこれから」をテーマに開催しました。

V. 活動報告会報告

(i) 開催概要

設立 10 年目となる第 10 期子ども国会実行委員会では、これまで子ども国会に協力いただいた大人の方々や実行委員の OB・OG、過去のイベントの参加者などの方々に対して、これまでの子ども国会の 10 年間の活動内容を報告する会を開催いたしました。10 月 28 日、国立オリンピック記念青少年総合センター内のセンター棟会議室を会場に、現役の実行委員 11 名を含む 30 名以上が参加いたしました。

(ii) 当日の様子

報告内の内容としては、子ども国会のこれまでの歩み、現在の子ども国会実行委員会の活動内容、今後の子ども国会実行委員会の展望などのプレゼンテーションを行いました。現役の実行委員によるプレゼンテーションによって、子ども国会の過去・現在・未来について説明、報告させていただきました。

また、プレゼンテーション終了後には、ワールドカフェ形式で 3 つのグループに分かれ、実行委員を含めた参加者全員で、これから子ども国会について討論を行いました。

子ども国会としては初の試みとなった活動報告会ですが、これまでの活動の集大成となるイベントとして、今までにない活動を行うことができました。

VI. 子ども国会のこれから

第 10 期子ども国会実行委員会においては、区切りの年ということで新理念を立ち上げ、その理念のもとに、10 年間の子ども国会の集大成を築くとともに、これから子ども国会に向けて様々な形で新しいアプローチを行ってきました。

第 11 期子ども国会実行委員会となる 2014 年度は、そんな 10 期までの 10 年間で築き上げた有形無形の財産を存分に生かすとともに、10 期で試みた様々な新しい挑戦をより広く深く展開し、さらなるチャレンジへ繋げていきたいと考えております。

「子どもへこれからの社会と向き合うきっかけを提供する」という理念に基づき、常に参加者＝子どもにとっての子ども国会の意義を考えつつ、我々子ども国会実行委員会自身もより良い団体になれるよう、次の 10 年に向けて努力を続けていきたいと思っております。



〈特集〉子どもの権利条約 20th

子どもの権利条約を日本が批准して今年で 20 年を迎えました。
そこで、様々な団体の関連イベントやコラム等、子どもの人権連事務局が特集します。

3/16

国民教育文化総合研究所(教育総研)シンポジウム

いじめから子どもを守るまちづくり

—いじめ対策法の施行と地域・自治体の課題—

2014年3月16日 午後2時～4時 **入場無料**

会場 世田谷区 烏山区民会館ホール
(京王線・千歳烏山駅北口駅前) 当日、直接会場にお越しください

プログラム

子どもの権利条約批准 20 周年シンポジウム
コーディネーター 宮内 麗人さん (山梨学院大学)

総論
子どもにやさしいまち世田谷をめぐって
—世田谷区子ども条例のとりくみ—
宮内 麗人さん (世田谷区)

基調講演
地域における子どもの相談支援
システムとその活動
—「せたホッと」から—
一橋 孝子さん (世田谷区)

コメント
「子どもの権利が尊重される
家庭・学校・地域社会づくり」
という観点から
宮内 麗人さん (世田谷区)

交通機関
京王線「千歳烏山駅」下車すぐ

協賛 国民教育文化総合研究所
〒158-8501 東京都世田谷区 1-1-1 TEL 03-3230-0564



▼せたホッとで紹介パンフを手に語る
保坂展人東京都世田谷区長

教育総研主催のイベント「いじめから子どもを守るまちづくり—いじめ対策法の施行と地域・自治体の課題」が3月16日、東京・世田谷区でもたれた。総研の「子どもの権利検討委員会」は昨年6月の「いじめ防止対策基本法」成立後、2回にわたり、法の問題点や学校での課題を集会で明らかにしてきた。

今回は、昨年7月から子どもが直接アクセスできる、行政による子どもの権利擁護の第三者機関「せたホッと」を運営する東京都世田谷区の保坂展人区長がメインゲスト。

いじめ問題だけに限らない地域での包括的な子どもの権利救済のあるべき姿を探ろう、という企画。20年前、いじめ自殺問題をきっかけに教育総研に設けられた「いじめ研究委員会」にも参加し、「逃げることの勧め」というアピールの文書作成にも当たった保坂さん。区長になったきっかけも「そもそもはいじめ問題への自身の関りによるといっても過言でない」、という。

「せたホッと」は、区長と教育委員会の付属機関として、学校内外の子どもや子どもの問題に悩む大人の相談を受けている。そのうち、約20%がいじめに関するものだという。

「いじめは撲滅という言葉は使ってはならない。いじめを撲滅したら、どうなりますか。そのエネルギーは内側に向かったり別に飛散したりするんじゃないでしょうか。いじめ、いじめられの関係から、『ふと気づいてみると、ああそういうことあったよね』と互いが言えるようなときに、多分いじめ関係が溶けていく。何をもって？ それは子どもたちの遊びの力だったり、内在的に持っている生命力だったり、そしてそれをコーディネートできる学校や地域の力では」(保坂さん)。

こうしたいわば総合的な力は、形だけ相談機関を作ったから確保されるものではない。市民や行政が20年以上にわたり、さまざまな形の、子どもにやさしいまちづくりがあった上での「せたホッと」なのだ。いじめのみに特化して行われる対応の不毛さが照らし出されていたといえる。

(本記事は「月刊JTU」4月号より転載しております)



4/22 子どもの権利条約批准20周年・批准記念日の集い

14年4月22日（火）、日本政府が子どもの権利条約を批准して20年を迎えました。当日は東京で、子どもの権利条約批准20周年キャンペーン委員会の主催による「子どもの権利条約批准20周年・批准記念日の集い」が開催され、国会議員25名（自民、民主、生活、共産など）、四省庁（外務、内閣府、文科、厚労）10名の参加を含めて150名近くが参加しました。各界からの現状報告とともに、喜多明人さん（早稲田大学教授）、尾木直樹さん（教育評論家）、坪井節子さん（弁護士）の3人による記者会見が行われ、子どもの権利条約が国内法としての効力、役割を発揮できるよう声明が発表されました。



▼呼びかけ人
代表 喜多明人さん

子どもの権利条約の実施と普及を進める声明（一部）

（1）子どもの最善の利益の優先

子どもの権利条約が、開発途上国だけのものではなく、日本における子どもの幸福追求のために国内法として活用されることが必要です。子どもにかかわるあらゆる活動において、条約の原則である子どもの最善の利益の原則が優先されることが求められています。

（2）子どもの自己形成の参加の支援

子どもの権利条約を活かすことによって、おとなが子どもに向き合う姿勢、態度を見直す機会となることを願います。導いてやる、守ってやる、教えてやるといった態度ではなく、子どもの人間としての意思と力を信頼し、能動的な活動を支える力をつけることが大切です。子どもの自己肯定感の向上と共感的な関係づくりのために、子どもの自己形成と参加が支援され、子どもの声が受けとめられ、思いや願いが尊重されなければなりません。

（3）子どもが安心して生きる権利の保障

子どもの権利条約は、虐待、体罰、いじめなどの暴力、権利侵害から子どもが保護されることを求めています。子どもは安心して生きる権利、相談でき救済される権利が保障されます。そのためにも、子どもには、ホッとできる居場所、第三者的な相談・救済機関が必要です。

（4）東日本大震災・福島原発と子どもにやさしいまちづくり

東日本大震災・福島原発事故の被災者支援・被災地復興において、当事者である子どもの意見を聴きながら、安心・安全な子どもの居場所が確保され、遊びや学びの権利が保障されることなどが不可欠です。そのためには、子どもの権利条約の理念や規定が十分に活かされ、「子どもにやさしいまち」づくりが必要です。

（5）子どもの権利条約の広報と普及

子どもの権利条約はその趣旨や規定を子どもとおとなの双方に周知することを国に義務づけています。さまざまな方法で、とりわけ関係省庁・行政機関、裁判所、警察、学校や子ども施設などに広報していき、子どもにかかわる人たちが条約を理解することが求められています。またなによりも子どもたちが学び、知る機会が保障されなければなりません。

※ 詳しくは、子どもの権利条約フォーラム
web ページ <http://crc-forum.net/>



▼ NGO 関係者等からは被災地や世界の子どもの声が報告され、子どもを中心に据えることの大切さが語られた。また行政関係者からもとりくみや今後の展望に関する報告がなされた。



▼左から尾木さん、坪井さん、喜多さん



Event information



第3回アジア子どもの権利フォーラム 2014 モンゴル大会

.....

- ◆日程 2014年8月23日(土)～8月24日(日)
- ◆会場 モンゴル外務省1階会議室
- ◆参加費 モンゴル・日本・韓国・インドネシア・オーストラリアほか
- ◆主催 モンゴル・国家人権委員会(開催事務局)
日本・子どもの権利条約総合研究所
韓国・子どもの権利学会

1 主題

子どもの権利条約国連採択25周年記念
子どもにやさしいアジア社会を創る－子どもの権利実現への展望

2 主旨

アジア子どもの権利フォーラムは、アジアにおける子どもの権利条約の実現に向けて、各国における国レベル・自治体レベル・民間レベルの子どもの権利保障のための取組状況を共有し、各国に共通する課題や各国独自の課題を明らかにすることで、各国が連携・協力してアジアの子どもたちの権利保障を進展させるための道筋を探ることを主旨とする。

具体的には、2009年のソウル大会、2011年の東京大会の成果を受け継ぎながら、フォーラムを通じて、各国で子どもの権利保障の進展に携わる国際機関、政府関係者、NGO、研究者、実務家等のネットワークを形成し、アジア各国およびアジア全体における子どもの権利条約の実現にむけた研究の進展をはかる。また、中長期的には、フォーラムによる研究成果をもとに、アジア全体における子どもの権利保障機構の設置を目指す。

3 主な企画案

【オープニング】(1日目午前)

講演「アジアにおける子どもの状況と子どもの権利条約の実現」(UNICEF East Asia and Pacific)

特別発言「モンゴルにおける子どもの権利条約の実現とその意義」(National Centre for Children of Mongolia)

【セッション1】(1日目午後)：「最悪の形態の児童労働の禁止と教育への権利の保障」

各国からの報告と討論により、最悪な形態の児童労働の禁止と教育の権利の保障に向けて、現状と課題を把握するなかで、国際協力やNGOとの連携等を含む展望を探る。

【セッション2】(2日目午前)：「子どもにやさしいまちづくりの進展と子ども支援」

各国からの報告と討論により、「子どもにやさしいまち」の取り組みの実際と課題－各国の特徴を明らかにすると共に、共通の課題や方向性を探る。

【セッション3】(2日目午後)：「アジアにおける子どもの権利保障機構の構築」

各国からの報告と討論により、国や自治体レベルのオンブズ制度とオンブズワークの実際と課題－各国・各地の特徴を把握しながら、アジアにおけるオンブズネットワークの展望を切り拓く。

【クロージング】

アジア子どもの権利フォーラム2014宣言

4 その他

- ・会議の言語は英語(ただし、日本からの参加者に対し、英語・モンゴル語の通訳を手配する予定)。
- ・参加費は不要。渡航費・宿泊費は自己負担。
- ・問い合わせについては子どもの権利条約総合研究所(npo_crc@nifty.com)。

子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2014/4/1 【毎日新聞】

ハーグ条約：発効 「連れ去られた子ども」返還制度整う

国際結婚が破綻した夫婦間の子どもの扱いを定めた「ハーグ条約」が1日、日本でも発効した。条約に加盟する他国に子どもを連れ去られた親が、子どもとの面会や返還の実現に向け国に援助を申請できる。一方で加盟各国の親からは日本にいる子どもとの面会や返還を求められるようになる。日本弁護士連合会は面会や返還を求めてきた外国の親や、子どもを連れ帰ってきた国内の親に弁護士を紹介する制度を開始。全国で約150人の弁護士が対応可能という。条約に詳しい大谷美紀子弁護士は「24時間相談を受け付ける民間ホットラインの開設や、弁護士のスキルアップが課題となる」と話している。

■ 2014/4/1 【毎日新聞】

国際学力テスト：問題解決能力分野で日本3位 12年調査

経済協力開発機構（OECD）は1日、加盟国など44カ国・地域の15歳男女を対象に実施した2012年の国際学力テスト「学習到達度調査（PISA）」の「問題解決能力」分野の結果を公表した。日本の平均得点は3位（加盟国中では2位）で、昨年12月に発表された読解力、科学的リテラシー（活用力）と同様、好成績だった。調査にはOECD加盟国28カ国を含む44カ国・地域が参加。日本は全国181校の高校1年生約6300人が受けた。OECD平均が500点となる換算で各国の得点を比較すると、日本は552点でOECD加盟国中2位、44カ国・地域中でも3位。加盟国トップは韓国（561点）、44カ国・地域ではシンガポール（562点）が1位だった。生徒の成績を高い順に「レベル6以上」「5」「1」「1未満」まで7段階のレベルに分けたところ、日本はレベル5以上の優秀な生徒の割合が22%で44カ国・

地域中3位（OECD平均11%）。レベル1未満は2%で2番目に低かった（OECD平均8%）。昨年12月には、読解力（全65カ国・地域中4位）▽科学的リテラシー（同4位）▽数学的リテラシー（同7位）の学力調査結果が公表されていた。

■ 2014/4/2 【毎日新聞】

通級指導：公立小中学校で7.8万人…5年前の1.6倍

障害がある子供のために一部の時間だけ通常学級とは別の教室で指導する「通級指導」を受けている公立の小中学生は、2013年度7万7882人で、5年前の約1.6倍に増えたことが文部科学省の調査で分かった。同省は「学校できめ細かい指導が浸透してきた表れ」とみているが、指導時間は約8割が週1～2時間にとどまるなど、学校の指導体制が追いついていない状況もうかがえる。通級指導は、障害を抱えた子供の個々のニーズに応じた指導をするため、一部の時間だけ別室で指導する特別支援教育の一つ。通級指導を受ける小学生は7万924人（前年度比5468人増）、中学生は6958人（同895人増）で、全小中学生の約0.8%。言語障害が43%で最も多く、自閉症16%▽学習障害（LD）14%▽注意欠陥多動性障害（ADHD）13%と続く。指導時間は週1時間（49%）と週2時間（33%）が合わせて約8割。通級指導には、在籍する学校内で指導を受ける「自校通級」と、担当教員がいなかったり教室がなかったりして他校や特別支援学校で指導を受ける「他校通級」などがあるが、他校通級は49%で、自校通級（45%）よりやや多い。自校通級が可能な学校は小中合わせ3557校で5年前より1.6倍に増えたが、全体の12%にとどまる。担当教員は6205人で、担当教員1人当たりの児童生徒数は13人。全国特別支援教育推進連盟（東京都）の大南英明理事長は「通級指導が必要な子供は実際は12万人ほどいるとみられるが、今の

支援体制では限界がある。担当できる教員の養成と確保がまだまだ必要だ」と話している。

■ 2014/4/4 【朝日新聞】

教委制度改革案を閣議決定、 国会提出へ 首長の権限強化

安倍内閣は4日午前、教育行政への自治体の首長の権限を強め、教育委員会制度を見直す地方教育行政法の改正案を閣議決定した。政府は同日、国会に提出する。自民、公明両党は法案に合意しており、今国会中に成立する公算が大きい。成立すれば、戦後教育を担ってきた教育委員会制度の大きな転換となる。今回の見直しは、2011年に大津市で起きたいじめ自殺問題で、教育行政の責任の所在のあいまいさが批判されたことなどがきっかけとなった。首長の意向を教育行政により反映させるために、権限を強化する。一方、教育委員会は教育行政を担う執行機関として残す。法案では、教育委員長と教育長を一体化した「新・教育長」を設置。議会の同意を得たうえで、首長が直接、教育長の任命・罷免をする。首長が主宰し、教育長らが参加する「総合教育会議」を各自治体の常設機関として新設。この会議では、教育行政の基本方針を定める「大綱」を協議し、首長が決定する。国が地方の教育行政により関与できる仕組みとして、いじめ自殺の防止など緊急の必要がある場合に文部科学相が教委に対して指示できる規定を明確化した。

■ 2014/4/4 【朝日新聞】

小学教科書も「竹島・尖閣」、 全社に記述 検定結果発表

文部科学省は4日、2015年度から使われる小学校用と一部の高校用教科書の検定結果を発表した。小学校は今よりページ数が9%増え、学力重視の傾向が強まった。社会科では初めて、申請した全社の本で竹島と尖閣諸島について記述された。検定結果の公表は、当初3月下旬に予定されていたが、同25日に日米韓首脳会談が開催されることになり、日程変更された。竹島に触れる本が増えたことで

韓国側を刺激しないよう、日本政府が配慮したとみられる。教科書検定は例年、春に出版社が文科省に申請し、約1年かけて実施される。今回は小学校139点、高校（主に3年生向け）73点が昨春申請され、計210点が合格した。高校で、内容不備を理由に不合格とされた英語1点と、出版社が申請を取り下げた1点が合格しなかった。

■ 2014/4/10 【朝日新聞】

特別養子縁組を支援 日本財団、民間団体に助成金

何らかの事情で生みの親と暮らせない子どもたちを、主に血縁関係のない夫婦がひきとり、法的にも親子となる「特別養子縁組」の普及を目指し、日本財団は10日午後、支援策を発表する。先駆的な取り組みをする民間あっせん団体に最大1千万円の助成金を出すことが柱だ。6月から団体の申請を受け付ける。子どもはできるだけ家庭的な環境で育てるのが国際的な流れだ。だが、生みの親が育てられず、施設で暮らす子どもは2歳未満だけでも国内に約3千人いる。財団は支援により、国内の特別養子縁組を現在の年400件程度から増やす狙い。育て親への研修や望まぬ妊娠に悩む女性の相談窓口も開く。特別養子は民法で定められ、原則6歳未満の子どもが対象だ。一般的な養子（普通養子）は生みの親との法的関係は残り、相続権や扶養義務が生じるが、特別養子では生みの親との法的関係は解消される。戸籍には「養子」「養女」でなく「長男」「長女」などと記される。現在、縁組のあっせんに必要な第2種福祉事業の届け出は約20団体あるが、こうした団体への公的な助成はない。

■ 2014/4/16 【朝日新聞】

所在不明の子ども、実態把握へ 厚労省が調査要請

乳幼児健診を受けないなどの理由で、所在や安否を行政が確認できていない子どもについて、国が人数などの全国調査に乗り出す。厚生労働省が15日、市町村に調査を要請し

たことを明らかにした。児童虐待の恐れもあるため、実態を把握したうえで対策を検討する考え。夏ごろに結果を公表する予定だ。調べるのは、住民基本台帳に登録されているのに乳幼児健診を受けていなかったり、幼稚園や保育所、学校などに途中から来なくなったりして、5月1日時点で保護者と連絡が取れない18歳未満の子どもの数。厚労省は対応方法についても、各市町村に報告を求めている。子どもや親と連絡が取れない場合、自治体は、児童手当の受給状況などを調べる、児童相談所や学校と連携して自宅を訪問する、といった対応をとるのが一般的。だが横浜市で小学校に通っていなかった女兒が母親の元同居相手の男から暴行を受けて亡くなった一昨年の事件では、転居を繰り返していた母子の状況を自治体がつかめず、虐待を防げなかった。

■ 2014/4/16 【毎日新聞】

教育委員会制度改革： 先行の大阪市 首長主導、戸惑いも 「橋下色で競争重視」「政策変われば現場 混乱」

教育行政への首長の権限強化を柱とした教育委員会制度改革の議論が15日、国会で始まった。首長の権限が強化されると、教育や学校はどう変わるのか。改正案を先取りする形で橋下徹・大阪市長の下「首長主導」で教育改革が進む大阪では戸惑いも広がっている。

昨年12月9日。大阪府庁で、府と大阪市の教育長、教育委員らによる意見交換会が開かれた。重要課題がある場合に不定期で開いているが、この日はいつもと違い、松井一郎・大阪府知事と橋下市長が出席した。議題は、府が今年度から全中学1、2年生を対象に始める統一テストの結果を府立高入試の内申書に反映させるかどうか。「受験の前倒しにつながる」との懸念から、各市町村教委の判断に委ねる方針を示していた中原徹府教育長に、橋下市長は「(反映の)基準を統一するのが府教委だ」と見直しを迫った。約1カ月後、府教委は「内申書へ反映する方向で検討する」と方針転換を表明。中原教育長は橋下市長の大学時代からの友人で、松井知事が抜てきした

府では初の民間出身教育長だ。ある自治体の教育長は「市長の意向が反映されたのだろう。このままでは『点数重視』の教育が強まるばかりだ」と困惑する。昨年3月に大阪市が策定した教育振興基本計画には「競争重視」で学力向上を目指す橋下カラーの政策が並ぶ。全国学力テストの学校別結果公表を念頭にした「積極的な情報提供」、土曜授業の導入、校長の公募一。統一テストなどを利用した内申書の基準の統一についても、府教委へ「求めていく」ことが盛り込まれていた。ここまで「橋下色」を鮮明にできたのは2012年5月に橋下市長主導で作られた「教育行政基本条例」があるからだ。教育振興基本計画への市長の関与を明記したもので、首長による大綱(教育方針)策定を義務づけた今回の政府の改正案を先取りした内容だ。大阪府も同様の条例を作った。大阪市立小のある校長は「責任があいまいな今の教育委員会は、変える必要がある」と改革の必要性は認めつつも「人気取りで首長によって政策が変われば、現場は混乱する。教育は失敗したら取り返しがつかない」と不安をのぞかせる。橋下市長の肝煎りで導入した民間人校長も不祥事が相次ぐ。元市教育委員は「橋下氏は予算凍結をちらつかせるなど、強い影響力を及ぼしている。これ以上、首長権限を強化する必要があるのか」と疑問を呈した。

■ 2014/4/19 【朝日新聞】

学校に公表指示は6教委 学力調査成績、 74市区で 朝日新聞調べ

小学6年と中学3年を対象とした全国学力調査が22日、実施される。今回から学校別成績(平均正答率)を教育委員会が公表できるようになり、朝日新聞が県庁所在地など全国の74市区の教委を調べた結果、公表を決めた市区はゼロ、公表しないとしたのは36市区だった。38市区は、まだ決めていないとしている。18日までに、全国の県庁所在地と政令指定市、東京23区の計74市区の教育委員会に対し、(1)学校別成績を自ら公表するか(2)学校に対して公表するよう指示する(した)か、を聞いた。学校への公表の指示も、今回

から可能になった。学校に対して平均正答率などの成績を公表するよう指示したのは、仙台、大阪、岡山、広島、大分の各市と東京都板橋区の計6市区の教委だった。数字が独り歩きし、地域格差を助長すると不満をもらす。学校別の成績公表を控える教委も少なくない。徳島市教委は「国・数（算数）のみの調査は学力の一部でしかなく、保護者の不安をあおることにつながる」と非公表を決め、学校に公表指示もしない。前橋市教委は、「全国平均よりも上回っている」というように文章で成績を表現することは認めているが、平均正答率などの数値は出さないように校長会で指示。「3ポイント上回っている」といった成績を類推させる表現も禁じている。盛岡市教委や神戸市教委も数値の公表をしないよう学校に指示した。文科省の「全国的な学力調査に関する専門家会議」座長の梶田叡一（えいいち）・奈良学園大学長の話 全国学力調査の結果は透明化が望ましく、原則としては公表したほうがいいと思う。だが、かつての全国学力テストで学校間の過度の競争をあおってしまった痛い経験があり、専門家会議でも無条件の公表を認めたわけではない。調査した教委の半数が現時点では「未定・検討中」というのは慎重さの表れであり、むしろ良いことではないか。公表する場合も、例えば成績が上位の学校だけに絞るのも一つの方法だ。

■ 2014/4/22 【朝日新聞】

石川県独自の学力調査実施 全国は22日

県教委は21日、県内公立小中学校で県独自の「基礎学力調査」を実施し、小学4、6年と中学3年の全3万人が参加した。22日は文部科学省の全国学力調査（小6と中3対象）がある。全国調査は学校別成績の公表についても新たな議論を呼んでいるが、県独自調査のあり方も問われている。全国学力調査は今年度から、自治体の判断で学校別成績を公表できるようになった。朝日新聞が県内の全19自治体に取材したところ、小松市、輪島市、志賀町が「公表することを決めた」と答えた。各市教委によると、小松市は、成績を4段階

にして公開するが、平均点との差や学校別の順位までは示さない。輪島市は、各学校に正答率を通知し、学校だよりなどを通じて生徒や保護者に公開する形をとる。志賀町も生徒や保護者のみを対象にした公表の方法を検討しているという。輪島市教委の担当者は「学校別の数値を出すこと自体が目的ではないので、分析や改善策も合わせて示し、各学校で役立ててもらおう」と話す。公表の可否を検討中の金沢市、加賀市を除く14市町は「公表しない」。「学校の序列化によって、児童生徒の自己肯定感への悪影響が懸念される」（宝達志水町）という意見に代表されるように、学校ごとの成績を明らかにすることには抵抗があるようだ。例年の全国学力調査では、ほとんどの都道府県の平均正答率がプラスマイナス5ポイントの範囲内におさまり、ばらつきは少ない。その中で、県の正答率は毎年、全国平均を上回っており、上位を維持している。昨年度は都道府県別で小学校、中学校とも3位だった。全国学力調査が始まった2007年度と比べても順位が下がった項目はない。その一因として、県教委の学力向上対策があげられる。金沢大学と連携して、07~09年の全国学力調査の結果を集計し、教師向けにインターネットで公開している。教師はその分析をもとに指導方針を立てることができる。県独自の調査についても全体の傾向を県教委がまとめている。県教委学校指導課の担当者は「調査の結果を分析し、課題を洗い出して改善する現場の取り組みが定着してきているのではないかとみている。」「ペーパーテストの一面的な学力観をもとにした序列化につながる」として、全国と県独自いずれの学力調査も廃止するよう求めている県教職員組合の研究組織「いしかわ教育総合研究所」の田村光彰所長（67）は、2日続けてテストをすることにも批判的だ。「県の調査が全国の『予行演習』のような役割を果たしている。同時に、通常の学校生活が圧迫され行事が縮小され、児童生徒の負担になっている」と指摘する。全国調査と同じ日に実施している県もある。岡山県は、2011年度は全国の5日前に設定した。ただ、東日本大震災で全国規模の調査は見送られた。翌年からは同じ日に切り替えた。「1

日に集約したほうが効率が良く、学校運営上もメリットがある」という要望が学校側からあがったという。一方、香川県は、02年度に始めた県独自の調査を4月から11月に変えた。県教委の担当者は「4月の調査の結果を検証するために、あえて時期を空けている」と説明する。石川県教委学校指導課の担当者は「国の調査とは教科も違っており、期間を空ける必要はない。同日実施にしてほしい」という要望も届いていない」と話す。

■ 2014/5/1 【朝日新聞】

施設で子ども養護、日本 85% 国際 NGO「人権侵害」

生みの親が育てられない子どもの大半が施設で暮らす日本の現状は、数万人の子どもたちから家庭で育つ機会を奪い、人権侵害ともいえる。国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) は1日、日本の社会的養護の問題を指摘する調査報告書を公表した。2009年に東京事務所を開設して以来、日本についての初の本格的な調査で、今後、政策の見直しを訴えていくという。社会的養護は、親を亡くしたり、親が育てる意思や能力を持たなかったりする子どもを育てる公的制度。国内では、対象となる20歳未満の子どもが4万人余りいて、そのうち、原則18歳まで家庭で養育する「里親」などと暮らす子は全体の約15%にとどまる。残る約85%は乳児院や児童養護施設、自立援助ホームなどで暮らしており、報告書は「不必要な施設入所で家庭的環境を奪うことは人権侵害である」と非難した。原因としては、子どもの預け先を決める児童相談所の要員不足などを指摘した。海外では、社会的養護の対象の子どもが施設で暮らす割合は、豪州が1割弱、米国が2割強、韓国が6割程度だという。日本も批准している国連子どもの権利条約は「子どもは家庭環境の下で幸福、愛情及び理解ある雰囲気の中で成長すべきだ」と定め、締約国の状況を監視する子どもの権利委員会も「施設入所は最終手段だ」としている。

■ 2014/5/7 【朝日新聞】

認定こども園、1359カ所に 年間の増加数は過去最大

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」が4月1日時点で全国で1359カ所となり、1年前より260カ所増えた。文部科学、厚生労働両省が7日に発表した。2006年に制度が始まって以降、1年間の増加数は最大。来年4月には新制度に移行し、事業者が収入を増やしやすいするため、増加ペースはさらに加速しそうだ。都道府県別で最も多いのは兵庫県の118カ所。運営や施設整備の費用を独自に補助している。また、1年間で60カ所増えて99カ所になった茨城県は「新制度をにらんで事業者の関心が高まっている。説明会の要望も増えた」という。政府は、認定こども園を保育所不足を補う受け皿と位置づけ、定員割れが目立つ幼稚園に対し、移行を促してきた。ただ、実績は伸び悩み、「13年3月末までに2千カ所以上」という目標には届いていない。来年4月からは運営費の給付の仕組みが変わり、移行手続きも簡素化される予定。厚労省は「新制度の中身が固まれば、移行を検討する幼稚園や保育所事業者はさらに増えるだろう」とみる。

■ 2014/5/9 【毎日新聞】

赤ちゃんポスト： 電話相談、前年比1.4倍…10日で7年

親が育てられない子どもを匿名で受け入れる「赤ちゃんポスト（こうのとり）のゆりかご」は10日で運用7年を迎える。設置する慈恵病院（熊本市）の蓮田太二理事長が9日、記者会見し、2013年度に寄せられた電話相談件数が前年比1.4倍になったことを明らかにし、病院の相談対応を強化する方針を示した。慈恵病院などによると、13年度の相談件数は1445件と前年度の1000件を大きく上回った。昨年11月、TBS系で放映され、慈恵病院をモチーフにしたドラマ「こうのとり」のゆりかごが影響したと慈恵病院はみている。相談内容は思いがけない妊娠や出産、養育不安、中絶など多岐にわたり、周囲に妊娠を隠したまま

出産が迫っているような深刻な事例も増えているという。慈恵病院は「SOS 赤ちゃんとお母さんの相談窓口」を設置して社会福祉士や看護師など専従 4 人、兼任 2 人の態勢で相談対応に当たってきたが、専従 5 人、兼任 1 人にして相談対応を強化する。

■ 2014/5/9 【毎日新聞】

人口推計：若年女性、2040 年半減 896 自治体、消滅の恐れ 有識者団体「子育て支援を」

全国 1800 市区町村(政令市の行政区を含む)の 49・8% に当たる 896 自治体で、子どもを産む人の大多数を占める「20～39 歳の女性人口」が 2010 年からの 30 年間で 5 割以上減ることが 8 日、有識者団体の推計でわかった。896 自治体を「消滅可能性都市」と位置付け、有効な手を打たなければ将来消える可能性があるという。また 896 自治体のうち、40 年の人口が 1 万人を割る 523 自治体(全体の 29・1%)については「消滅の可能性が高い」とし、より衰退の恐れが大きいと見た。推計をしたのは、産業界や学界の有識者らで国のあり方を議論する「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」。同日は高齢者を優遇しがちな社会保障制度を改め、子どもの多い世帯を支援するなどの少子化対策も提言、25 年の合計特殊出生率(1 人の女性が一生に産む子ども数に相当、12 年 1・41)を 1・8 へ引き上げるとした。国の推計では、10～15 年、地方から大都市に毎年約 6 万～8 万人が流出する。国はこの流れが 20 年には落ち着くと想定し、40 年に 20～39 歳女性が 5 割以上減る自治体を 373 としていたが、同会議は 6 万～8 万人の流出が将来も続くと仮定し、計算をし直した。その結果、40 年に 20～39 歳の女性人口が 10 年の 5 割以下となるのは 896 自治体で、国の推計の 2・4 倍に達した。男性も同様に減る。同会議によると、出生率の水準が今後も変わらず、人口流出も重なったモデル都市で見ると、40 年には 20～39 歳の女性人口が半減し、70～80 年には 2 割程度に減る。こうした地域は流出人口が出生数を上回って人が減り続ける。医療・介護保険の維持が難しく

なって将来消滅する可能性があるという。中でも青森、岩手、秋田、山形、島根の 5 県は「消滅可能性都市」が 8 割以上。24 道県では 5 割以上を占め、トップの秋田は県内 25 市町村のうち 24 市町村が該当する。全国で最も減少率が高かったのは群馬県南牧村(89・9%)。一方、東京 23 区でも豊島区は唯一消滅の可能性があるという。同会議は、地方の人口を吸収し大都市のみ残る国の姿を「極点社会」と呼ぶ。その防止策として、8 日は正規雇用の拡大などで年収を倍増させ、25 年をめどに 30 代後半の夫婦の合計年収を 500 万円に引き上げる構想を打ち出した。また男性が仕事の後に育児や家事に参加できるようにするため、残業代の割増率を今の 25% から 50% へ引き上げ、企業に残業を避けるよう促すべきだとした。必要な経費は公的年金等控除など、高齢世代を優遇している税制の見直しなどで工面するように求めている。

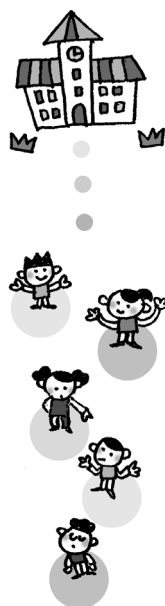
■ 2014/5/11 【朝日新聞】

反「反基地」、沖縄で表面化 街宣・大会「左傾化を戻している」

「米軍基地反対」への反発。これまでにない動きが沖縄で表面化している。午前 7 時、米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)の通称・大山ゲート。オスプレイ配備に反対する十数人が、出入りする軍関係者の車にカードや旗を掲げて叫ぶ。「マリーン(海兵隊)、アウト!」。オスプレイが配備された 2012 年 10 月ごろからの活動だ。ここに毎週金曜、別のグループが立つようになった。「You are our good friends」。反対車線の歩道で、米軍への感謝を記した横断幕を広げ、手を振る。様々な格好の中年の男女 20 人ほどだ。「地元では基地や米兵に親しみを感じている人もいる」。昨年 3 月から活動を始めた手登根(てどこん)安則さん(50)は言う。道路を挟む二つのグループの視線は重ならない。手登根さんは隣の浦添市出身。自動車関係の会社役員だ。県民総所得に占める基地関係収入はいま 5% ほど。それでも「基地が沖縄経済に占めるウエートも大きい」と語る。3 月。買い物客や観光客が行き交う那覇市の中心街で、数人の若者が

マイクを握っていた。「自称平和運動家なる者たち。みんな労働組合、もしくは極左集団じゃないですか」30代の数人を中心とする「チーム沖縄」の街宣活動だった。代表の森田草土さん（38）は、それが「実態」だという。「左傾化しすぎていたのを真ん中に戻そうとしているんです」県外出身の会社員。2年前にネットを通じて反基地運動のリボンなどを外す活動に加わり、街頭にも立つようになった。普天間飛行場や、普天間の移設先とされた名護市辺野古での反対運動をビデオ撮影し、批判とともに、自分の実名でブログに掲載している。露骨な反「反基地」の訴えに、市民は戸惑う。「（金網に）テープを巻く人とはがす人、どっちが正しいの?」。普天間飛行場近くの40代の女性は、子どもに聞かれて答えられなかった。「『自分の目で見て判断して』としか言えなかった」。大山ゲートで基地反対の活動に加わる女性（75）は昨夏、カメラを突きつけられて何枚も写真を撮られたという。「『ばばあ死ね』とののしられたこともある。何とかしなければと思うんだけど」と悩む。沖縄では12年以降、オスプレイ配備をめぐる反対運動が激しくなった。反「反基地」の動きは、その反動ともいえる。訴えに共通するのは中国の「脅威」だ。昨年11月、名護市長選に立候補を予定していた島袋吉和・前市長の事務所開き。「辺野古移設推進」を掲げる島袋氏の周りには森田さんらと行動を共にする若者の姿があった。彼らは「我々のみが日本と沖縄を守るために戦いの声を上げた」と訴えた。かつて集落があった地にできた普天間飛行場。追い出された住民はその後、周囲に住み始めた。なのに、無人だった土地に飛行場が造られたと信じ込む。雇用されている日本人は約200人なのに1万人と答える。沖縄国際大の佐藤学教授（政治学）は最近、学生の変化を感じる。「ネット情報をうのみにして、事実に基づいた議論にならない」と話す。1990年まで沖縄県知事を3期務めた故・西銘順治氏は、沖縄の心とは、と問われ「ヤマトンチュ（本土の人）になりたくて、なりきれない心」と語った。しかし復帰後生まれの若者たちには、沖縄は違うと思われたくない、より「日本」でありたいという傾向があるという。「保守的な主張を受け

入れやすくなっているのは間違いない」10日、宜野湾市で「祖国復帰42周年記念大会」があった。日本会議沖縄県本部などでつくる実行委員会の主催。手登根さんや森田さんの姿もあった。日の丸がはためく会場で、子どもたちが教育勅語を読み上げた。





子どもの権利条約を日本が批准して
今年で20年を迎えました。

活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.141

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2014年6月13日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費 個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円